

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ①手続き名 : 装置の型式指定申請
- ②手続根拠 : 道路運送車両法第75条の3
- ③手続対象者 : 自動車の装置製作者又は販売者
- ④提出時期 : 道路運送車両法第75条の3に規定する装置の指定を取得しようとする時
- ⑤提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ下記添付書類とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課及び独立行政法人自動車技術総合機構へ提出してください。
- ⑥手数料 : 装置1型式につき 国 5万円 機構 省令に定める額
- ⑦添付書類 : 装置型式指定規則第4条第2項。  
なお、当該型式の装置を独立行政法人自動車技術総合機構へ提示してください。
- ⑧申請書様式 : 装置型式指定規則第4条第1項（第1号様式）
- ⑨記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

### 2. 窓口相談

- ①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課  
TEL 03-5253-8111 (内線42-313)  
FAX 03-5253-1640  
独立行政法人自動車技術総合機構  
TEL 0422-41-3419  
FAX 0422-41-3232
- ②受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : 道路運送車両法第75条の3第3項
- ②標準処理期間 : 受付日から60日